

# ○島田市就学支援委員会規則

平成 17 年 5 月 5 日  
教育委員会規則第 13 号

(設置)

第 1 条 障害のある幼児、児童及び生徒に関し適正な就学指導及び支援を行うため、島田市就学支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(平 26 規則 4・一部改正)

(職務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる職務を行う。

(1) 障害のある幼児、児童及び生徒の判断並びに就学指導及び支援(以下この条において「判断等」という。)に関すること。

(2) 判断等に必要な調査及び資料収集に関すること。

(3) 判断等に必要な市内の幼稚園、保育所、小学校又は中学校（以下「学校等」という。）との連絡調整に関すること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、障害のある幼児、児童及び生徒の教育振興に関すること。

(平 26 規則 4・一部改正)

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから島田市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 障害のある幼児、児童及び生徒の就学指導及び支援に関する専門的知識を有する者

(2) 心理学の専門的知識を有する者

(3) 医師

(4) 教育職員

(平 26 規則 4・一部改正)

(任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長は、会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。

4 委員会は、会議に必要なときは、障害のある幼児、児童又は生徒に係る学校等の教育職員を出席させることができる。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 5 月 5 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後、最初に第 3 条第 2 項の規定により委嘱され、又は任命される委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、委嘱され、又は任命された日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (平 27 年 3 月 6 日規則第 4 号)

(施行期日)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。